

生徒指導提要进行

平成22年2月23日 第26号

北海道教育庁学校教育局

参事(生徒指導・学校安全)

平成22年度生徒指導資料

第6章 生徒指導の進め方 II 個別の課題を抱える児童生徒への指導 第6節 いじめ(生徒指導提要P173~P174)

1 いじめ問題の理解

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくいものになっています。教員は、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえる」ものであること、また、「だれもが被害者にも加害者にもなり得るものである」ことを十分認識しておく必要があります。

いじめをとらえる視点	いじめは日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判定が難しいところに特徴があります。平成18年に、いじめは、「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」とされました。いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として見直すことで、児童生徒がいじめを認知しやすいようにしたものと考えられます。
いじめの構造	いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在があります。日本のいじめの多くが、同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気や形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれます。
いじめる心理	いじめの背景にあるいじめる側の心理を読みとることも重要です。不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくありません。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から児童生徒の生活をみることでいじめの未然防止にもつながります。 いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられます。

2 いじめ問題への対応

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです。「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていくことが必要です。

いじめの早期発見と早期対応	いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧に児童生徒理解を進め、早期発見に努めることが大切です。また、アンケートや面接を通して児童生徒の声が教員に届くように、相談したいという信頼関係を日常的に築くことが重要です。
組織的対応の進め方	いじめを把握したら、関係者が話し合い、対応チーム(生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学年主任、担任などで構成)を組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し迅速な対応を進めます。いじめられている児童生徒には「絶対に守る」という学校的意思を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努めます。必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得ることも忘れてはなりません。
いじめ対策としての開発的・予防的生徒指導の充実	いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもとより、特別活動などの体験学習などを通じて、児童生徒同士の心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動を進める必要があります。今後、人権感覚を養うとともに、共同社会の一員であるという市民性意識と社会の形成者としての資質を育成するための開発的・予防的な生徒指導がますます求められています。

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。